

第 1 4 号議案

令和 3 年度久留米市教育施策要綱について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 2 8 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和 3 年度における久留米市教育行政の基本方針となる教育
施策要綱を定めようとするものである。

議案資料 別冊

令和3年度久留米市教育施策要綱（案）

1 教育施策要綱の趣旨

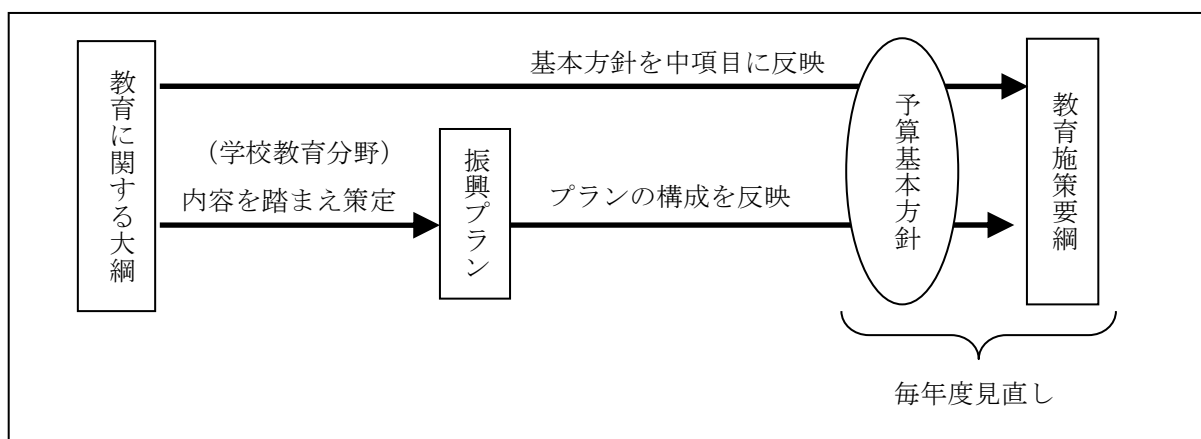
令和3年度の教育行政の推進にあたり、具体的な施策方針である久留米市教育施策要綱を策定するもの。

2 教育施策要綱の構成について

教育に関する大綱及び久留米市教育振興プランが令和2年度からスタートしたことから、施策要綱の構成を次のとおりとする。

- ① 施策要綱は、教育に関する大綱の基本方針に沿って、施策を実施するための年度計画として策定する。
- ② 施策要綱の学校教育分野は、教育振興プランの構成を踏まえ、同プランの実施計画として策定する。
- ③ 予算との整合を図るため、教育委員会の事務事業（教育部・市民文化部）に係る予算基本方針をもとに施策を分類する。

施策要綱の位置付けのイメージ



3 教育施策要綱の概要

項目	内容
はじめに	総合教育会議の設置、教育に関する大綱の策定、大綱の基本方針及び施策要綱の位置付けについて記載する。また、新型コロナウイルス感染症による影響について記載する。
第1章 教育施策の重点課題と対応方針	総括的な考え方として、教育に関する大綱に掲げた教育理念と基本方針を踏まえた施策を推進していくものとし、令和3年度当初予算の基本方針を記載する。
第2章 教育行政の主要施策の展開	教育に関する大綱の基本方針をもとに各施策の項目を予算基本方針によって、項目設定する。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う取組について記載する。
<p>I 「生きる力」を育み、元気と笑顔があふれる子どもを育てる教育 教育振興プランの推進</p> <p>II 生涯学び、活躍できる環境を整え、心豊かな市民生活をおくることができるまちづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習・社会教育の推進 2 歴史遺産の保護・活用 3 スポーツの推進 4 市民の自己学習の場としての図書館づくり <p>III 新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>IV 教育施策の重点事業</p> <p>I・IIで記載した事業のうち、特に重点的に推進していく事業について、事業内容や評価方法について記載する。</p>	

4 令和3年度の主な変更点

	ページ	概要
1	1	ICT活用による教育の充実 令和2年度に実施したコンピュータ端末と校内情報通信ネットワークの整備について記載
2	1	より良い教育環境、快適で安全安心な学校施設の整備等 久留米市学校施設長寿命化計画の策定に伴い、その目的や趣旨について記載
3	2	スポーツ 延期となった東京2020オリンピック・パラリンピックについて、感染症対策を徹底したうえでの事前キャンプの受入について記載
4	2	文化財・生涯学習等 久留米入城400年記念事業として、雅楽公演会やシンポジウムの開催等の魅力ある事業の展開について記載
5	20	新型コロナウイルス感染症対策関連事業 令和3年度に実施する当該事業について記載。国の補助金を活用し、新たに実施する「小中学校施設維持管理事業による変圧器の改修」「小中学校空調機整備事業による空調機の更新」「特別支援学校のトイレ改修」について記載
6	26 27	小中学校くるめ学力アップ推進事業 事業内容に、特色ある教育実践指定及の実施及び教育政策シンクタンクの設置について記載
7	31	小・中学校英語教育充実事業 令和3年度予算が前年度より大幅に減少したのは、中3対象の英検受験料助成を中2対象のGTEC受験料助成に変更した際、令和2年度の中3についても受験料助成を行う経過措置が廃止されたことによるもの
8	32	教育ICT活用事業 各学校に整備したコンピュータ端末と校内情報通信ネットワーク環境を活用するための取組（ICT推進リーダーなど校内情報化推進体制、ICTモデル校、GIGAスクールサポーター等）について記載。令和2年度でハード整備が進捗したため、令和3年度予算は減少
9	40	学校施設の整備充実事業 令和3年度は、校舎改築事業の進捗及び増築事業の完成により予算額は減少。一方で生徒増加と校舎老朽化が進む諏訪中学校の耐力度調査費用を計上

	ページ	概要
10	41	学校施設の長寿命化事業 特別支援学校のトイレ改修を実施。令和3年度のトイレ改修率（校舎ドライ化）の成果指標として80%超を目標
11	43	学校における働き方改革推進事業 スクール・サポート・スタッフの配置（令和3年度は19学級以上の学校に配置）、時間外在校等時間の上限規制等について記載
12	48	医療的ケア対応事業 久留米特別支援学校のほか、指定校の特別支援学級に在籍する児童を対象とすることを記載。対象となる児童生徒数の増加（16→20人）により令和3年度予算は増加
13	50	学校規模対策事業 下田小・浮島小・城島小の統合後の課題等に対応するための協議会の設置等について記載
14	56	久留米入城400年事業 令和3年度大名有馬家久留米入城400年という歴史的節目に当たってのメモリアルイヤー事業を新規重点事業と位置付けて記載
15	59	図書館整備事業 令和3年度の取組として、中央図書館のZEB化による空調設備等の改修工事や窓口集約化工事の実施などについて記載

第 1 5 号 議 案

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 2 8 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市スポーツ推進審議会委員の人事異動に伴い、後任委員を任命しようとするものである。

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

久留米市スポーツ推進審議会条例第4条により、下記の者を久留米市スポーツ推進審議会委員に任命する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
関 係 団 体 等	吉 田 忠 隆	公益財団法人久留米市スポーツ協会常務理事兼事務局 長	令和3年5月1日～ 令和3年12月31日

久留米市スポーツ推進審議会委員 新旧対照表

区 分	旧		新	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学識経験者	ミツノ 満園 リョウイチ 良一	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科教授	ミツノ 満園 リョウイチ 良一	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科教授
	ホリ 堀 ヒデユキ 秀行	保健医療経営大学学長	ホリ 堀 ヒデユキ 秀行	保健医療経営大学学長
	アライ 新井 マミ 真実	久留米信愛短期大学 幼児教育学科准教授	アライ 新井 マミ 真実	久留米信愛短期大学 幼児教育学科准教授
市議会	モリサキ 森崎 マサキ 巨樹	久留米市議会議員	モリサキ 森崎 マサキ 巨樹	久留米市議会議員
	トドロキテルタカ 轟 照隆	久留米市議会議員	トドロキテルタカ 轟 照隆	久留米市議会議員
	ナカムラ 中村 ヒロトシ 博俊	久留米市議会議員	ナカムラ 中村 ヒロトシ 博俊	久留米市議会議員
学校体育	モトムラ 本村 マサオ 政夫	久留米市中学校体育連盟副 会長	モトムラ 本村 マサオ 政夫	久留米市中学校体育連盟副 会長
	イワキ 岩城 キミコ 紀美子	篠山小学校教諭	イワキ 岩城 キミコ 紀美子	篠山小学校教諭
関係団体等	ナカムラ 中村 トシハル 敏治	久留米市野球連盟理事長	ナカムラ 中村 トシハル 敏治	久留米市野球連盟理事長
	オオトモ 大友 クニコ 久仁子	久留米市剣道連盟事務局	オオトモ 大友 クニコ 久仁子	久留米市剣道連盟事務局
	タナカ 田中 タカコ 太嘉子	久留米市カヌー協会理事	タナカ 田中 タカコ 太嘉子	久留米市カヌー協会理事
	ナカムラ 中村 トモミ 智美	総合型地域スポーツクラブ クラブマネージャー	ナカムラ 中村 トモミ 智美	総合型地域スポーツクラブ クラブマネージャー
	サトウ 佐藤 ミツヨシ 光義	(公財)久留米市体育協会 常務理事兼事務局長	ヨシダ 吉田 タダタカ 忠隆	(公財)久留米市スポーツ 協会常務理事兼事務局長
その他市長 が特に必要 と認めた者	イデ 井手 ヒロシ 浩	障害者スポーツ指導員	イデ 井手 ヒロシ 浩	障害者スポーツ指導員
	タカマツ 高松 ノブコ 信子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会副会長	タカマツ 高松 ノブコ 信子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会副会長
	コガ 古賀 キミコ 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	コガ 古賀 キミコ 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会
	マツフジ 松藤 ノリコ 倫子	健康運動指導士	マツフジ 松藤 ノリコ 倫子	健康運動指導士
	タケムラ 竹村 マサタカ 政高	久留米市市民文化部長	タケムラ 竹村 マサタカ 政高	久留米市市民文化部長

※は新委員。

○ スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）（抜粋）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

○ 久留米市スポーツ推進審議会条例（平成23年12月14日久留米市条例第35号）（抜粋）

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、本市に久留米市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

（1）法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

（委員の任命）

第4条 委員は、スポーツに関して優れた見識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第 1 6 号 議 案

久留米市立学校の主任等の任命の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 2 8 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立小中学校等管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 6 号）第 1 5 条第 4 項及び第 5 項並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 5 号）第 1 0 条第 9 項及び第 1 0 項の規定により、令和 2 年度久留米市立学校の主任等を任命しようとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 3 9 年久留米市教育委員会規則第 1 2 号）第 3 条の規定に基づき、教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

久留米市立学校の主任等の任命の臨時代理について

久留米市立学校の主任等の任命について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

久留米市立学校の主任等の任命について

久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第15条第4項及び第5項並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第10条第9項及び第10項の規定により、別紙の者を久留米市立学校の主任等に任命する。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（抜粋）

（委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- （4）教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。
- （5）県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。

（臨時代理）

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

○久留米市立小中学校等管理規則（抜粋）

（教務主任等）

第15条 次の各号に掲げる学校には、特別の事情がある場合を除き、当該各号の表の左欄に掲げる主任等を置くものとし、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(1) 小学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
学年主任	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

(2) 中学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
学年主任	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
生徒指導主事	校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について、連絡調整及び指導、助言に当たる。
進路指導主事	校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

(3) 特別支援学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
小学部主事	校長の監督を受け、当該部に関する校務をつかさどる。
中学部主事	
高等部主事	

保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
生徒指導主事	校長の監督を受け、中学部における生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
進路指導主事	校長の監督を受け、中学部における生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

- 2 学校においては、前項に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、その主任等を置かないことができる。
- 4 第1項に規定する主任等は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。
- 5 前項の規定にかかわらず、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭の中から、司書教諭は当該学校の主幹教諭、指導教諭又は教諭の中から、校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。

○久留米市立高等学校管理規則（抜粋）

（校務分掌）

第10条 学校には教務主任、学年主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案、その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。
- 5 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。
- 6 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 7 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり当該事項について連絡、調整及び指導、助言に当たる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、同項の主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときはその主任等を置かないことができる。
- 9 第1項の主任等は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。
- 10 前項の規定にかかわらず、保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭の中から校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。

（昭55教規則9・全改、平4教規則1・平7教規則4・平12教規則11・平20教規則10・一部改正）

第10条の2 二以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは学科主任を置かないことができる。
- 3 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 学科主任の発令については、前条第9項の規定を準用する。

（平4教規則1・追加、平20教規則10・一部改正）

第11条 学校にはこの規則に定めるもののほか、必要に応じ校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、校長が命ずる。

教育委員会後援事業等に関する報告

R3.3.16からR3.4.9受付分まで
 ※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和3年5月27日(水)～ 6月1日(火)10:00～16:00	国際公募 第4回国際書画 展	NPO法人日中国際交流 センター	福岡アジア美術館7 階企画ギャラリー A.B.C	後援	生涯学習 推進課
2	令和3年4月24日(土) 5 月12日(水)、7月14日 (水)、8月7日(土) 10:30 ～12:00	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米市	えーるピア久留米	後援	生涯学習 推進課
3	令和3年4月14日(水)～ 12月31日(金) 10:00～ 16:00 期間中の8日間	謎解きウォーキング「アル クエスト」	NPO法人ネオギャラク シー	浦山公園、津福公園 他	後援	生涯学習 推進課
4	令和3年4月19日(月)～6 月4日(金)	2021年「熱中症対策アドバ イザー」養成講座	大塚製薬株式会社福岡 支店	オンライン	後援	学校教育 課
5	令和3年4月1日(木)～令 和4年3月31日(木)	九州発「地球規模の視点を 有する次世代傑出人財」発 掘・育成プログラム(通称: 高専ハカセ塾)	久留米工業高等専門学 校	久留米工業高等專 門学校	後援	学校教育 課
6	令和3年7月26日(月)～ 10月(予定)	小学生(環境・ゴミ・エネ ルギー問題)絵画コンクール	久留米商工会議所女性 会	未定	後援	学校教育 課
7	令和3年6月11日(金)、12 日(土)13:30～17:00	令和3年度福岡教育大学 附属久留米小学校公開研 究会	福岡教育大学附属久留 米小学校	福岡教育大学附属 久留米小学校	後援	学校教育 課

東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取り組み状況について（報告）

東京オリンピックの聖火リレー及び機運醸成・PR事業等について、ご報告します。

1 聖火リレーについて

令和3年5月11日（火）に明治通りを周回するコースでランナー11名による聖火リレーを実施し、最終ランナーを出迎える式典を開催します。

なお、この式典は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、入場者数の制限及び参加者を把握する必要があるため、案内者に限定して開催します。

① コース等：11時12分六ツ門 → 本町交差点でUターン → 西鉄久留米駅方面 →
→ 千歳通り交差点でUターン → 11時36分ゴール久留米シティプラザ

② 式典：ミニセレブレーション

会 場 久留米シティプラザ六角堂広場

案内者 全市議会議員・地元議員（国、県）・オリパラ実行委員会 約100名

③ 交通規制：明治通りと国道209号線の一部を10時10分頃～12時30分頃、車両通行止め。
周辺住民や事業所、影響があると見込まれる団体等への周知を順次行っています。

④ 感染防止対策：組織委員会から示されたガイドラインに基づき、感染防止対策を行います。

2 『KURUME CAMP 応援校』について

事前キャンプの教育交流事業の一環として、『KURUME CAMP 応援校』を募集したところ、9校（小学校6、中学校1、特別支援1、高校1）から応募がありました。

今後、児童・生徒による選手を応援するための寄せ書きや調べ学習、オンラインによる対面交流など、学校ごとに特色ある取り組みを行います。

3 ホストタウンフレーム切手の販売について

事前キャンプの機運醸成・PR事業の一環としてケニア共和国・カザフスタン共和国のホストタウンフレーム切手を作成・販売します。

(1) 販売日等：令和3年6月中旬で調整中 各国 500シート（920円/シート）

(2) 内 容：相手国と自治体の写真等を使った切手シート。全国で78種類が販売。

(3) 販売場所：市内郵便局、東京中央郵便局、大手町郵便局、郵便局ネットショップ